

○玄海町立地調査視察事業補助金交付要綱

令和 8 年 9 月 2 9 日

要綱第 5 2 号

(趣旨)

第 1 条 町長は、本町への企業の立地及び事業所の新設等を促進し、雇用機会の創出、地域産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、事業者の町内立地調査に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、玄海町補助金等交付規則（令和 5 年玄海町規則第 2 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 玄海町産業立地促進条例（平成 2 0 年玄海町条例第 2 3 号。以下「条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する事業所をいう。
- (2) 事業者 玄海町産業立地促進条例施行規則（平成 2 0 年玄海町規則第 1 9 号。）第 5 条第 2 号に該当する事業者であって、町内に事業所を有しない者をいう。
- (3) 視察 本町への事業所の新設（条例第 2 条第 5 号に規定する新設をいう。）を検討するため、町と事前に協議した上で行う町内の物件、施設、産業環境その他立地条件の確認及び関係者との面談をいう。
- (4) 従業員等 事業者の役員及び従業員をいい、委託業務の受託者を含まない。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、視察を行う事業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業者として既に 1 年以上の事業活動実績があること。
- (2) 国、県その他の公的機関又は本町から、この補助金と同種の補助金等の

交付を重複して受ける者でないこと。

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業、公序良俗に反する事業又は宗教的施設として活用する事業を営む者でないこと。

2 前項の補助対象者は、自己又はその役員が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助対象者は、前項第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体であってはならない。

（交付の補助対象経費及び補助金額）

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率（補助金額）
補助対象者が負担する従業員等の出発地（国内に限る。以下同じ。）から本町までの交通費のうち、鉄道、航空機、船舶、路線バスその他の公共交通	10分の10（従業員等1人当たり5万円）以内

機関（タクシーを除く。）を利用した 実費及び宿泊費（町内宿泊に限る）	
---------------------------------------	--

- 2 前項の補助金の算定の対象となる従業員等の数は、1回の視察につき3人までとする。
- 3 前2項の規定により算定した額の合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 以前にこの補助金の交付を受けた者は、補助対象者となることができない。
(視察の事前申込み等)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、視察を実施する前に、玄海町立地調査視察申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 法人の登記事項証明書の写し又は会社概要その他事業内容及び1年以上の事業活動実績が確認できる書類

- 2 町長は、前項の申込書が提出されたときは、当該申込者と視察の目的、日程、内容その他必要な事項について協議を行い、視察を受け入れることが適当と認めるときは、速やかに視察の受入れを決定し、申込者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受ける前に実施した視察に係る経費は、補助対象としない。

(交付申請及び実績報告)

第6条 規則第3条に規定する補助金交付申請書及び規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の申請書及び実績報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 事業報告及び収支決算書（様式第3号別紙）
 - (2) 町内における視察の行程が分かる書類の写し
 - (3) 補助対象経費を支払ったことを証する領収書その他の書類の写し
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 第1項の申請書及び実績報告書の提出期限は、視察終了後30日以内とし、提出部数は1部とする。

(交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条の申請書及び実績報告書が提出されたときは、規則第4条、第6条、第12条及び第13条の規定にかかわらず、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定及び額の確定をし、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、精算払で交付するものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。